

# 社団法人恵那市シルバー人材センター定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、社団法人恵那市シルバー人材センター(以下「センター」という。)という。

### (事務所)

第2条 センターは、事務所を恵那市長島町正家一丁目5番地16に置く。

### (目 的)

第3条 センターは、定年退職者その他の高齢者等の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。)に係るものの機会を確保し、提供することにより、その就業を援助して、積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資すると共に、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高齢者のために、無料の職業紹介事業を行うこと。
- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

## 第2章 会 員

### (会 員)

第5条 センターの会員は、正会員、特別会員及び賛助会員の3種とする。

- 2 正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得た者とする。
  - (1) 恵那市に居住する60才以上の者であること。
  - (2) 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、自己の労働力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者であること。

- 3 特別会員は、センターに功労があつた者又は学識経験者で理事長が推薦し、かつ理事会の承認を得た者とする。
- 4 賛助会員は、恵那市内に住所又は事務所がある個人又は団体であつてセンターの目的に賛同し、事業に協力するもので理事会の承認を得たものとする。

(入 会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届けなければならない。

2 正会員又は賛助会員が、次の各号のいずれかに該当するとき及び特別会員が第1号に該当するときは、退会した者とみなす。

- (1) 死亡し又は解散したとき。
- (2) 正当な理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (3) 恵那市に居住しなくなったとき。

(除 名)

第9条 会員がセンターの名誉を毀損し、設立の趣旨に反し秩序を乱し、又はこの定款に反するような行為を行ったときは、総会において正会員及び特別会員の現在数の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第10条 退会し又は除名された会員が、既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

### 第3章 役 員

(役員の種類及び選任)

第11条 センターに次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名以内
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事 14名以上20名以内(理事長、副理事長、常務理事を含む。)
- (5) 監事 2名

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

4 常務理事は、理事長が指名する。

- 5 役員に欠員が生じた場合において、止むを得ない事情があるときは、理事会において選任し、次期総会において承認を得なければならない。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### (役員の仕事)

第12条 理事長は、センターを代表し業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、日常の事務を処理するとともに理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し業務の執行を決定する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は岐阜県知事に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、又は招集すること。

#### (任期)

- 第13条 役員の仕事は2年とする。ただし、補欠役員の仕事は、前任者の残存期間とする。
- 2 役員は、再任することができる。
  - 3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員の仕事)

- 第14条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において正会員及び特別会員の現在数の3分の2以上の者の同意を得て、その役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬)

- 第15条 役員は有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が定める。

#### (事務局)

- 第16条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
  - 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第4章 評議員会

### (評議員会)

- 第17条 センターに、評議員会を置く。
- 2 評議員は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
  - 3 評議員会は、重要な事項について理事長の諮問に応ずる。
  - 4 評議員会は、15名以内をもって構成する。
  - 5 評議員会は、必要に応じて理事長が招集する。

## 第5章 会議

### (会議の種類)

- 第18条 センターの会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (会議の構成)

- 第19条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事長及びその他の理事をもって構成する。

### (会議の機能)

- 第20条 総会は、この定款の別に定めるもののほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。
- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
    - (1) 総会の議決した事項の執行に関する重要な事項。
    - (2) 総会に付議すべき事項。
    - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

### (会議の開催)

- 第21条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2カ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認めたとき。
    - (2) 正会員及び特別会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
    - (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
  - 3 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。
    - (1) 理事長が必要と認めたとき。
    - (2) 理事の3分の1以上から、会議の目的を示して開催の請求があったとき。

### (会議の招集)

- 第22条 会議は、前項第2項第3号の場合を除いて理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第2号の場合には、請求日から30日以内に臨時総会を、

同条第3項2号の場合には請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事長が会議を招集するときは、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも会議開催の7日前までに正会員及び特別会員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第23条 総会の議長は、その総会に出席した正会員及び特別会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、理事長があたる。

(会議の定足数)

第24条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第25条 会議の議決は、この定款に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員及び特別会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会にあっては、その総会に出席した正会員及び特別会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名。
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、総会に出席した正会員又は特別会員のうちから、当該会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

## 第6章 資産及び事業計画等

(資産の構成)

第28条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) 資産から生じる収入

- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第29条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を得て定める。

(事業計画及び予算)

第30条 この法人の事業計画及び予算は、年度開始前に理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の場合において、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算を基準とし執行する。
- 3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づくものとする。
- 4 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- 5 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第31条 センターの事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経てその事業年度終了後2カ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第32条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会において正会員及び特別会員の総数の4分の3以上の同意を得、かつ岐阜県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 センターは、総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員及び特別会員の総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 解散のとき存する財産は、総会の議決を経、かつ、岐阜県知事の認可を得てセンターと類似の目的を有する他の団体に寄付する。

## 第8章 雑 則

(委 任)

第35条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人の設立認可があった日（平成4年10月1日）から施行する。
- 2 センターの設立当初の役員は、第11条第2項から第4項までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第13条第1項の規定にかかわらず、設立後最初に開催される通常総会の日までとする。
- 3 センターの設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から翌年3月31日までとする。
- 4 センターの設立当初の事業計画及び予算は、第30条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

附 則

住所変更に伴うこの定款は、岐阜県知事の認可のあった日（平成8年6月11日）から施行する。

附 則

地番変更に伴うこの定款は、変更認可のあった日（平成11年6月30日）から施行する。

附 則

この定款は、平成12年10月1日から施行する。  
（平成12年6月30日付知事認可）

附 則

この定款の変更は、岐阜県知事の認可のあった日（平成16年6月25日）から施行する。但し、第11条の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、岐阜県知事の認可のあった日（平成21年6月15日）から施行する。